

第 480 回岐阜地方最低賃金審議会議事録

令和 6 年 3 月 21 日（木） 16 : 00～

岐阜合同庁舎 3 階 A 会議室

平野室長	<p>定刻となりました。</p> <p>本日は御多用のところ、第 480 回岐阜地方最低賃金審議会に御出席賜り誠にありがとうございます。</p> <p>本日は、使用者側の竹中委員、松野委員が御欠席されておりますが、最低賃金審議会令第 5 条第 2 項の定足数を満たしており、本会が有効に成立しておりますことを御報告いたします。</p> <p>なお、本会は公開審議としておりますが、傍聴の申込はございませんでした。</p> <p>それでは、ここからの進行を高橋会長にお願いいたします。</p>
高橋会長	<p>これより第 480 回岐阜地方最低賃金審議会を開催いたします。</p> <p>それでは、議事に入ります。</p> <p>議題 1 「特定最低賃金改正の意向表明について」です。</p> <p>事務局から説明をお願いいたします。</p>
安藤室長補佐	<p>令和 6 年度に特定最低賃金の新設、改正又は廃止の申出を行う場合は今年度末までに意向表明をしていただくことになっております。</p> <p>資料 No. 1（1 ページ）を御覧ください。</p> <p>日本労働組合総連合会岐阜県連合会会長から「岐阜県電子部品・デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業」、「岐阜県自動車・同附属品製造業」、「岐阜県航空機・同附属品製造業」の 3 件の特定最低賃金について改正の意向表明がありましたことを御報告いたします。</p> <p>次に資料 No. 2（3 ページ）を御覧ください。</p> <p>特定最低賃金改正の申出要件については、左の最低賃</p>

	<p>金の件名ごとに右から2番目の適用労働者数の概ね3分の1以上の企業内最低賃金に関する労働協約の適用労働者数が必要となりますので、これを疎明する資料を申出書に添付していただきますようお願いいたします。</p> <p>以上です。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の特定最低賃金改正の意向表明に関して、御質問、御意見等がありますでしょうか。労働者側委員いかがでしょうか。</p>
栗本委員	特にありません
高橋会長	使用者側委員いかがでしょうか。
澤村委員	特にございません。
高橋会長	他によろしいでしょうか。
平野室長	事務局から一言申し上げます。特定最低賃金の改正につきましては、労使の合意が基本となりますので、今後、労使間の意思疎通を図っていただき労使のイニシアティブにより進めていただきますようお願いいたします。
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議題2「運営小委員会報告について」でございます。</p> <p>宮坂委員長から報告をお願いします。</p>
宮坂委員長	<p>それでは、2月20日に開催しました運営小委員会における協議内容につきまして御報告申し上げます。</p> <p>運営小委員会では、来年度の岐阜地方最低賃金審議会に係る</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 審議方針（案）について ・ 審議日程（案）について <p>その他として</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 運営小委員会の議事並びに議事録の公開について

	<ul style="list-style-type: none"> ・ 会議資料の公開について ・ 審議会委員の研修会等の実施について ・ 県最賃の改正諮問後における関係労使からの意見陳述について <p>以上につきまして協議いたしました。 詳細を事務局から説明お願いいたします。</p>
<p>平野室長</p>	<p>それでは御説明いたします。 まず、「令和6年度岐阜地方最低賃金審議会審議方針(案)」についてです。 資料No.3(5ページ)を御覧ください。 審議方針の内容に変更はなく、従来どおり、岐阜県最低賃金は令和6年10月1日の発効、特定最低賃金は令和6年12月21日の発効を目途としています。 審議方針(案)については、運営小委員会において各側委員の御賛成をいただいております。 次に、「令和6年度岐阜地方最低賃金審議会審議日程(案)」についてです。 来年度上半期審議日程(案)について御説明します。 資料No.4(7ページ)を御覧ください。 大まかな日程としましては、6月中旬に令和6年度下半期審議日程の調整に係る第1回運営小委員会、7月初旬に県最賃改正の諮問に係る本審、7月下旬から8月上旬にかけて、目安の伝達及び特定最賃改正の必要性諮問等に係る本審と第1回から第4回までの専門部会、答申に係る本審を開催いたします。 そして、8月下旬に同答申に係る異議審を、9月上旬に特定最賃の合同専門部会を開催いたします。 なお、県最賃の改正発効日を10月1日とするには、8月5日(月曜日)が答申の期限となり、異議審は8月21日(水曜日)の午前中が開催期限となります。 それでは、詳細な日程について御説明します。 第1回運営小委員会を 6月19日(水曜日)午後2時から</p>

県最賃諮問に係る本審を

7月1日（月曜日）午後2時から

目安伝達等に係る本審を

7月29日（月曜日）午前9時30分から

第1回専門部会を

同日の本審終了後、午前10時30分から

第2回専門部会を

7月30日（火曜日）午後1時30分から

第3回専門部会を

8月1日（木曜日）午後1時30分から

第4回専門部会を

8月5日（月曜日）午前9時30分から

県最賃の答申に係る本審を

専門部会終了後の同日午前11時から

異議申出に係る本審を

8月21日（水曜日）午前10時から

特定最賃合同専門部会を

9月9日（月曜日）午後2時から開催したいと思います。

この他、県最賃専門部会の予備日を設けることとし、予備日による開催については、8月2日（金曜日）の午前9時30分からとします。

予備日の設定に関して、少し説明させていただきます。

今年度までの県最賃専門部会においては、予備日を設定したことはありませんでしたが、今般労側委員から審議時間が不足した場合に備えて予備日を設定することについての御意見があり提案させていただきました。

予備日での開催条件は、8月1日開催の第3回専門部会終了時において、更なる審議時間を必要として公労使三者が予備日の開催に合意した場合とします。

また、予備日の審議時間については、午前9時30分から午後0時までの2時間30分となります。

なお、予備日に第4回専門部会を開催した場合は、当初予定の第4回専門部会は第5回専門部会として開催いたします。

以上が来年度上半期の審議日程（案）です。

続きまして、下半期の本審の日程（案）について御説明いたします。9ページを御覧ください。

特定最賃の改正発効日を12月21日とするには10月23日（水曜日）が答申の期限となり、異議審は11月8日（金曜日）午前中が開催期限となります。

これを踏まえまして、

特定最賃の答申にかかる本審を

10月22日（火曜日）午前10時から

異議審を11月7日（木曜日）午前10時から

特定最賃の意向表明にかかる本審を

3月18日（火曜日）午後4時からの開催として提案させていただきます。

なお、10月の特定最賃の第2回、第3回専門部会、令和7年2月の第2回運営小委員会につきましては、令和6年6月に開催予定の運営小委員会において御検討していただきます。

来年度の審議日程（案）については以上となります。

審議日程（案）についても、運営小委員会において各側委員の御同意をいただいております。

続けて「その他」として、4項目の議題について御説明いたします。

1つ目は、「運営小委員会の議事並びに議事録の公開について」です。

資料No.5（11ページ）「岐阜地方最低賃金審議会運営小委員会運営規程」を御覧ください。

運営小委員会運営規程については、先般2月20日に開催されました第1回運営小委員会で決定していただいたところですが、運営規程において、運営小委員会の議事公開については第3条に、議事録公開については第4

条に定められており、いずれも原則公開となっておりますが、今年度までの運用においては、同条文にあります「公開が率直な意見の交換若しくは意思決定の中立性が不当に損なわれるおそれがある場合に該当する」との運営小委員長判断により議事は非公開、議事録はホームページへ掲載せず労働局での閲覧のみを認めていました。

一方、本審については、傍聴人を入れ議事を公開し議事録についてもホームページ掲載により公開しており、各専門部会についても、今年度から公労・公使の二者協議を除く公労使三者が集まって議論を行う場については傍聴人を入れ議事を公開し、議事録についても公労使三者が集まって議論を行う場についてはホームページ掲載により公開しております。

また、議事公開並びに議事録公開に係る運営小委員会運営規程の条文については、岐阜地方最低賃金審議会（資料No.6（13 ページ））並びに最低賃金専門部会（資料No.7（15 ページ））及び資料No.8（17 ページ））の規程と同様の内容となっております。

以上のことから、運営小委員会における議論の透明性の確保と率直な意見交換を阻害しないという観点を踏まえ、来年度から議事公開並びに議事録をホームページに掲載して公開するよう、運営規程に係る現行の運用を変更することについて御提案させていただき、運営小委員会において、各側委員の御賛成をいただいたところです。

2つ目として、「会議資料の公開について」です。

現在、岐阜地方最低賃金審議会、岐阜県最低賃金専門部会及び特定最低賃金専門部会の議事録については、ホームページ公開としていますが、会議資料については、「資料目次」のみホームページ公開としているところです。

資料No.6（13 ページ）「岐阜地方最低賃金審議会運営

規程」の第7条第2項、資料No.7（15ページ）「岐阜県最低賃金専門部会運営規程」の第6条第2項、資料No.8（17ページ）「特定最低賃金専門部会運営規程」の第6条第2項、資料No.5（11ページ）「運営小委員会運営規程」第4条第2項を御覧ください。いずれの運営規程においても、議事録同様に会議資料は原則公開となっております。

また、東海4県の労働局において、会議資料をホームページ公開していないのは岐阜局のみとなっております。

これらのことを踏まえ、岐阜局においても、来年度から審議会、各専門部会及び運営小委員会の会議資料をホームページ公開する運用について、御提案させていただき、運営小委員会において、各側委員の御賛成をいただいたところではあります。

3つ目として、「審議会委員の研修会等の実施について」です。実地視察等研修会等については、直近では平成29年度に事業場の実地視察を実施しましたが、各側委員から必要性についての疑問が呈されたことから、以降今年度まで実施しておりません。

運営小委員会において、来年度の研修会等の実施を求める意見がなく研修会等を実施しないとしたことを御報告いたします。

最後に4つ目として、「県最賃の改正諮問後における関係労使からの意見聴取について」です。

資料No.9（19ページ）になります。こちらをご覧ください。

岐阜県最低賃金の審議に際しては、最低賃金法第25条及び最低賃金法施行規則第11条に基づき、公示により関係労使に意見を求めており、例年岐阜県労連から意見書が提出されているところですが、岐阜県労連からは審議会において直接意見陳述を求める要請が出されています。今年度についても、令和5年6月に岐阜労働局長

	<p>並びに岐阜地方最低賃金審議会会長に対する要請書、11月に岐阜労働局長に対する要請書が提出されております。</p> <p>この件につきましては、御承知のとおり、平成26年度の審議会において御協議をいただき、「意見の趣旨は書面で十分表明される。」と決議され、同年度以降、同決議を尊重するとして、意見陳述は実施されておられません。</p> <p>他県の状況につきましては、岐阜県を含め東海4県では実施されておませんが、全国的には、おおよそ7割の都道府県において実施されているところです。</p> <p>運営小委員会において、来年度の実施に関し各側委員の御賛成が得られましたことを御報告いたします。</p> <p>なお、意見陳述の方法等については、実施決定後に改めて検討し提案したいと考えております。</p> <p>以上となります。</p>
宮坂委員長	<p>ありがとうございました。</p> <p>以上が運営小委員会における協議内容の報告となります。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>かなりボリュームのある御提案をいただきまして、大きく分けて三つということですね。一つは審議方針案、それからもう一つは審議日程案、三番目がその他ということで四項目という、そのような運営小委員会からの報告について御意見を伺います。順番に進めていきたいと思えます。</p> <p>まず、「令和6年度の審議方針（案）」についてでございます。労働者側委員から御意見をお願いします。</p>
栗本委員	<p>特に異議ございません。</p>
高橋会長	<p>使用者側委員、いかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>異議ございません。</p>

高橋会長	<p>異議がないようですので、この案のとおり決定いたします。</p> <p>次に「審議日程（案）」について御意見を伺いたと思います。</p> <p>労働者側委員、いかがでしょうか。</p>
栗本委員	異議ございません。
高橋会長	使用者側委員、いかがでしょうか。
澤村委員	異議ございません。
高橋会長	<p>異議がないということで、ご発言を頂戴いたしましたので案のとおり決定いたします。</p> <p>それでは、来年度は、この日程で審議を進めてまいりますのでよろしくお願いいたします。</p> <p>次に「その他」として報告がありました4つの議題について、御意見をお伺いしたいと思います。</p> <p>1つ目は、「運営小委員会の議事並びに議事録の公開について」でございます。</p> <p>労働者側委員、何か御意見ありますでしょうか。</p>
栗本委員	異議ございません。
高橋会長	使用者側委員、いかがでしょうか。
澤村委員	異議ございません。
高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>異議がないということでございますので、来年度からは、運営小委員会に傍聴人を入れ議事を公開するとともに議事録をホームページに掲載して公開することで決定いたします。</p> <p>2つ目は、「会議資料の公開について」です。</p> <p>来年度から会議資料を公開することにつきまして、御意見を頂戴したいと思います。</p>

	労働者側委員、いかがでしょうか。
栗本委員	異議ございません。
高橋会長	使用者側委員、いかがでしょうか。
澤村委員	異議ございません。
高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>それでは公開に異議がないということでございますので、来年度から会議資料をホームページに掲載し公開することを決定いたします。</p> <p>3つ目でございますが、「審議会委員の研修会等の実施について」でございます。</p> <p>このことにつきまして来年度は、研修会等は実施しないとの報告をただ今頂戴いたしました。</p> <p>このことにつきまして労働者側委員、御意見いかがでしょうか。</p>
栗本委員	異議ございません。
高橋会長	<p>ありがとうございます。</p> <p>使用者側委員、いかがでしょうか。</p>
澤村委員	異議ございません。
高橋会長	<p>異議なしということですので、研修会等は実施しないことと決定いたします。</p> <p>4つ目は、「県最賃の改正諮問後における関係労使からの意見聴取について」でございます。</p> <p>来年度から、県最賃の改正諮問後における関係労使からの意見陳述を実施することに関しまして、まず労働者側委員から御意見を頂戴したいと思います。</p>

	いかがでしょうか。
栗本委員	特にございません。
高橋会長	使用者側委員、いかがでしょうか。
澤村委員	特にございません。
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは異議なしということでございますので、来年度から、県最賃の改正諮問後における関係労使からの意見陳述を実施することで決定いたします。</p> <p>最後に議題3「その他」ですが、事務局から何かありますでしょうか。</p>
平野室長	日本標準産業分類の改定に伴う特定最低賃金の取扱いについて室長補佐から説明いたします。
安藤室長補佐	<p>それでは、資料No.10（21 ページ）を御覧ください。</p> <p>1 番に改定の概要が記載されており、令和5年6月に改定の告示がされ、令和6年4月1日に施行予定とされています。</p> <p>改定の主な内容ですが、1つ目として、「百貨店」、「総合スーパーマーケット」、「均一価格店」等の分類項目の新設、2つ目として名称変更による「砂糖・でんぷん糖類製造業」等の設定、3つ目として、「,」（カンマ）の「,」（句読点）への修正です。また、3番に改定を踏まえました特定最低賃金取扱いのポイントが記載されており、申出を行う関係労使に対し現在の特定最低賃金の適用対象業種の範囲を変更するか確認の上、変更しない場合は改正の申出、変更する場合は新設の申出として取り扱うこととされています。例年通りの改正申出を行いたい場合は、適用対象業種の変更はしないこととなります。</p> <p>次に資料No.11（23 ページ）を御覧ください。</p>

	<p>今回の改定内容のうち、当局の特定最低賃金に関連する改定内容は、「,」（カンマ）の「、」（句読点）への修正になります。</p> <p>資料の上の囲みが岐阜県の特定最低賃金3業種の令和5年度の官報公示文、下が平成20年の3業種の新設時の公示文です。今回の改定では、平成20年の官報公示文の2適用する使用者の記載のうち当該産業において管理、補助的経済活動を行う事業所のカンマを句読点にすることになります。</p> <p>また、変更の時期については、申出から必要性審議の答申までは旧産業分類、金額審議における答申については新産業分類にて答申を行うこととされており、必要性ありの答申後、金額審議を行い答申がされる場合には、改めて皆様に説明の上、カンマから句読点への変更を行うこととなります。</p> <p>以上です。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>ただ今の説明に関し、御質問等ありますでしょうか。労働者側委員、いかがでしょうか。</p>
栗本委員	<p>特にございません。</p>
高橋会長	<p>使用者側委員、いかがでしょうか。</p>
澤村委員	<p>特にございません。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、その他に事務局から何かございますでしょうか。</p>
平野室長	<p>議題としてこれで終了ですが、最後に、本日は今年度最後の審議会となります。</p> <p>今年度末をもって、杉田委員が退任されることとなりました。杉田委員は令和5年4月から労働者側委員とし</p>

	<p>て御活躍いただきました。誠にありがとうございました。</p> <p>それでは、杉田委員から御挨拶をお願いいたします。</p>
杉田委員	《挨拶》
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>本日は今年度最後の審議会となりますので、千葉局長から御挨拶を頂戴したいと思います。</p> <p>よろしくをお願いいたします。</p>
千葉局長	<p>岐阜労働局を代表いたしまして、ひと言御挨拶を申し上げたいと思います。</p> <p>まず、退任されます杉田委員におかれましては、これまで岐阜地方最低賃金審議会の円滑な審議に御協力いただきまして、誠にありがとうございました。</p> <p>今後とも労働行政に対する御支援・御協力を賜りますようよろしくをお願いいたします。</p> <p>さて、今年度の地方最低賃金審議会のスケジュールでございますけれども、本日の審議会をもちまして終了となります。</p> <p>今年度につきましては、物価高、価格転嫁、人手不足等、最低賃金を巡る様々な課題がある中、県最賃は過去最高の 40 円の引上げ額となる審議となりましたけれども、高橋会長をはじめ委員の皆様のおかげをもちまして、無事答申をいただくことができましたことに改めて感謝を申し上げる次第でございます。</p> <p>また、今年度審議会より政府への要望についての建議をいただきましたけれども、労働局といたしましても、業務改善助成金の活用あるいは「年収の壁・支援強化パッケージ」これらの推進、それから労務費の価格転嫁交渉に関する指針の周知などに取り組んでまいります。</p> <p>最低賃金につきましては、令和 5 年 11 月 2 日付け閣議決定されました「デフレ完全脱却のための総合経済対</p>

	<p>策」におきまして、「公労使の三者の最低賃金審議会では毎年の最低賃金額についてしっかりと議論を行い、その積み重ねによって 2030 年代半ばまでに全国加重平均が 1,500 円となることを目指す」とされております。</p> <p>また、3 月 13 日は春季労使交渉の集中回答日でしたが、同日に政労使の意見交換が行われまして、その際に総理発言の中で「昨年を上回る水準の春季労使交渉の本日の回答額を踏まえて今年の最低賃金の引上げ額について公労使三者構成の最低賃金審議会ですっきりと議論いただきたいと思います。」というようなお話がなされております。令和 6 年度においても最低賃金の引上げは重要な課題となることが想定されるところであります。</p> <p>来年度の審議におきましても、事務局として丁寧かつ円滑な審議会運営に取り組んでまいりますので、委員の皆様方におかれましては引き続き円滑な審議に御協力を賜りますようお願い申し上げます。</p> <p>ありがとうございました。</p>
高橋会長	<p>ありがとうございました。</p> <p>それでは、以上をもちまして本日の審議会は閉会といたします。</p> <p>ありがとうございました。お疲れ様でございました。</p>